

EU REACH 附属書 VI~X の改訂と適用期日を公表

2022 年 3 月 24 日、EU REACH 規制 附属書 VI~X の改訂と 2022 年 10 月 14 日からの適用が公表されました(2022/477 of 24 March 2022 amending Annexes VI to X to Regulation (EC) No 1907/2006)。

EU 域外の会社は OR を指名して EU REACH 登録をしていますので、今回の改訂に伴う登録物質に関する情報の確認など、OR とご相談のうえ必要に応じてご対応ください。 特に Annex VI について OR からの確認があった場合には、速やかなご対応をお勧めいたします。

REACH Annex VI に関してのチェックポイント:

登録物質について、下記の要件は満たしていますか?

- ① OR を指名できる会社:製造者、配合者もしくは成形品の製造者であること
- ② 登録物質が UVCB の場合の構成成分および不純物に関する要件: 構成成分のうち含有率 10%以上の物質の同定、10%未満の既知物質の記載、個別に識別できない場合は構成要素での説明、製造プロセスの記載
- ③ その他:登録物質の定性分析、定量分析のデータの提出

<REACH Annex VI>

Annex VI	1.1.4	OR 指名者の登録情報:
10条に記載されている情報の要件		社名、住所、電話番号、メールアドレス、担当者、製造拠点
		または配合拠点の住所、会社のウェブサイト
	2.3.2	構成成分と不純物:UVCB の場合
	2.3.5	定性分析データ:UV-Vis、IR、NMR、MS、XRD など
	2.3.6	定量分析データ:クロマト、滴定、元素分析など
	2.3.7	物質の同定に必要な分析方法または適切な文献の記述

その他にも、今後試験を実施する際に必要とされる要件が明確化されました。

<REACH Annex VII-X 登録必要要件>

Annex VII 1-10t	8,9	ヒト健康影響、毒性影響に関する補足
Annex VIII 10-100t	8,9	ヒト健康影響、毒性影響に関する補足
Annex IX 100-1000t	7,8,9	物理化学的性状、ヒト健康影響、毒性影響に関する補足
Annex X >1000t	7,8,9	物理化学的性状、ヒト健康影響、毒性影響に関する補足

[※]詳細な要件については、【2022/477 of 24 March 2022 amending Annexes VI to X to Regulation (EC) No 1907/2006】を ご確認ください。

ご不明な点がございましたら、次頁のお問い合わせ先までお気軽にご相談ください。



参考:

ECHA News | Only representatives must declare their non-EU manufacturers

 $\underline{\text{https://echa.europa.eu/en/-/only-representatives-must-declare-their-non-eu-manufacturers?utm_source=echa-weekly\&utm_medium=email\&utm_campaign=weekly\&utm_content=20220427$

ECHA | 2022/477 of 24 March 2022 amending Annexes VI to X to Regulation (EC) No 1907/2006 http://data.europa.eu/eli/reg/2022/477/oj

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門 環境・健康・安全評価センター

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TN ビル TEL: 03-6896-6436

HP: https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/